

電子的診療情報連携体制整備加算2

当院は医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

- ◆ オンライン請求を行っております。
- ◆ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ◆ 受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を実施しております。
- ◆ マイナ保険証利用を促進する等、医療DX体制の整備を推進しております。

診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、皆様がより良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

- ◆ 算定した診療情報の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で患者さんに送付しております。

上記の体制により、「電子的診療情報連携体制加算」として以下の点数を算定します。

区分	点数
電子的診療情報連携体制整備加算(初診 月1回)	9点
電子的診療情報連携体制整備加算(再診 月1回)	2点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証をご持参いただき、オンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

以下については現在猶予期間のため、猶予期間満了までに整備する予定です。

- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

処方箋の一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指名するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方せんを発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点等がありましたらご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

長期収載品の選定療養

令和6年10月より後発医薬品のある医薬品で、先発品（長期収載品）での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され、特別の料金が発生する場合があります。

医療財政の改善に資することから後発医薬品が推奨されておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

外来後発医薬品使用体制加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品の供給不足などが生じた場合、状況に応じて患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性がございますが、当院では適切に対応ができる体制を整備しております。